【総務課少子化総合対策室関係】

# 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱の比較表(案)

30年度	29年度
都道府県知事     平 成 ※ ※ 年 ※ 月 ※ 日       各 指定都市市長     股       公 募 団 体	都道府県知事       平成29年4月28第3号         各 指定都市市長 慶         公募団体
厚生労働事務次官(公 印 省 略)	厚生労働事務次官(公 印 省 略)
子ども・子育て支援推進調査研究事業費の国庫補助について	平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費の国庫補助について
標記の国庫補助金の交付については、別紙「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助 金交付要綱」により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することされたので通知 する。 なお、各都道所県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を 除く。)に対する周知につき配慮願いたい。	標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成29年4月28日から適用することされたので通知する。 されたので通知する。 なお、各都道所県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

別紙子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱	別紙 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱
(通則)  1 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金(以下「補助金」という。) については、子算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	(通則)  1 <u>平成29年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金(以下「補助金」という。) については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 <sup>厚生省</sup> 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
(交付の目的)	(交付の目的)
2 (略)	2 (略)
(交付の対象) 3 (略)	(交付の対象)       3 (略)
(交付額の算定方法)	(交付額の算定方法)
4 (略)	4 (略)
(交付額の下限)	(交付額の下限)
5 (略)	5 (略)
(補助金の概算払)	(補助金の概算払)
6 (略)	6 (略)
(交付の条件)	(交付の条件)
7 (略)	7 (略)
(申請手続) 8 (略)	(申請手続)       8 (略)
(変更申請手続)	(変更申請手続)
9 (略)	9 (略)
(交付決定までの標準的期間) 10 (略)	(交付決定までの標準的期間) 1 0 (略)

(実績報告)       11 この補助金の事業実績報告は、 <u>平成30年4月10日(</u> 7の(1)のイにより事業の と経過 中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を 程出し 経過した日)までに様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提 出して行うものとする。	(補助金の返還)       12 (略)	(その他) 13 (略)		
(実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、翌年度4月10日 (7の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行うものとする。	(補助金の返還) 12 (略)	(その色) 1 3 (馬)		

「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配 なお、各省各庁の長が有の長の承認を要するものと規定している場合においては、他に浦用することについて禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものとと規定している場合においては、他に浦用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。 m 前記1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分で、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳と 当初予 Ê 福地 河 (单位 教、 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、 算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。 ち単金額 節を、歳出にあっては、 明当 う国補相 丑體 支资 [地方公共団体名 ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金調書 ち庫金額 赖田 忠当 弃 う国補相 D 翠烛 m # 予票 河 ш 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、、 をそれぞれ記入すること。 なお、続出にあっては、前記1、国の歳出予算科目欄 名を記載する場合において、これに対応する経費が目の して記入すること。 书 本 入額 型 **马施** 運體 嵌入 予現 ш 厚生労働省所管 d 撥 班 舞 中額 侧 M 平成29年度 女头 記入要領 海田 様式 1 H 4 2 蒙科 3 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。 なお、各省各庁の長が補助金等の補助要網又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分について禁止しては各省各庁の長の承認を要するものと視定している場合においては、他に満用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分を特遇し、その他の経費に対する補助金等の額については一括し、その他の経費に対する補助金等の額については一括し、その他の経費に対する補助金等の額については一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。 前記1、国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳と 当初予 ш E 河 編地 单位 教、 歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、 予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。 ち単金額 目、節を、歳出にあっては、 明当 う国補相 丑體 支资 【地方公共団体名 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金調書 助当ち軍金額 赖田 弃 う国補相 Ð 陣體 # 予頭 河 ш 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、 をそれぞれ配入すること。 なお、殺田にあっては、前記1、国の歳出予算科目権 名を記載する場合において、これに対応する経費が目の して記入すること。 书 入額 型 **马** 海 陣體 嵌入 予現 Ш 厚生労働省所管 は 捌 田 「予算現額」は、 算額、補正予算額、 舞 付額 交決 M 年度 (記入要領) 11日本田 採料 平成 4 2 振科 3

様式2     番     号       平成 年 月 日	様式2 番 号 平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣
都 道 府 県 知 事       市 町 村 長       一部事務組合の管理者       広 域 連 合 の 長       民間事業者等の長	都 道 府 県 知 事 市 町 村 長 一部事務組合の管理者 印 広 城 連 合 の 長
平成 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の交付申請について	平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金の交付申請について
標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。	標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。
Z <sub>N</sub> E	
1 国庫補助金申請額 金 円	1         国庫補助金申請額         金         円
<ul> <li>(1) 国庫補助金所要額調書(様式2-1)</li> <li>(2) 事業実施計画書(様式2-2)</li> <li>(3) 所要額内訳書(様式2-2)</li> <li>(4) 歳入歳出予算(見込)書や本</li> <li>(4) 歳入歳出予算(見込)書やは、当該事業に係る産費である旨を関係部分に付配すること。</li> <li>(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等 イ 役員名簿 ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書)、 監事等による監査結果製告書及び事業実績報告書</li> <li>(6) その他(事業内容について参考となる資料)</li> </ul>	<ul> <li>2 添付書類</li> <li>(1) 国庫補助金所要額調書(様式2-1)</li> <li>(2) 事業実施計画書(様式2-2)</li> <li>(3) 所要額内訳書(様式2-2)</li> <li>(4) 歳入歳出予算(見込)書抄本</li> <li>(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること</li> <li>ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等</li> <li>イ 役員名簿</li> <li>ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書)、監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書</li> <li>(6) その他(事業内容について参考となる資料)</li> </ul>

様式2-1~3 (略)	様式2-1~3 (略)

様式3       番       平成 年 月 日	株式3       本式3       平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿	厚生労働大臣 殿
都 道 府 県 知 事       市 町 村 長       一部事務組合の管理者       広 城 連 合 の 長       民間事業者等の長	都 道 府 県 知 事 市 町 村 長 一部事務組合の管理者 印 広 城 連 合 の 長 民間 事 業者等の長
<u>平成 年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金 の事業実績報告について	<u>平成29年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金 の事業実績報告について
<u>平成 年 月 日&lt;発番&gt;</u> で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。 記	<u>平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</u> で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績報告について、下記の関係書類を添えて報告する。 記
添付書類 (1) 国庫補助金精算書(様式3-1) (2) 事業実施報告書(様式3-2) (3) 実支出額内訳書(様式3-3) (4) 事業概略書(様式3-4) (5) 歳入歳出決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付配すること (注)決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付配すること	添付書類 (1) 国庫補助金精算書(様式3-1) (2) 事業実施報告書(様式3-2) (3) 実支出額内訳書(様式3-3) (4) 事業概略書(様式3-4) (5) 歳入歳出決算(見込)書抄本 (注)決算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること

~3 (略)			
様 ⅓ 3 − 1 ∼ 3			
(婦)			
→ 3 - 1 - 3			

様式4       番       平成 年 月 日	株式4       番       平成 年 月 日
厚生労働大臣	厚生労働大臣
都 道 府 県 知 事 市 町 村 長 一部事務組合の管理者 印 広 域 連 合 の 長	都道府県知事 市 时 村 長 一部事務組合の管理者 印 広域連合の長
平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	平成29年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
<u>平成 年 月 日く発番&gt;</u> により交付決定があった標記補助金について、子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱7の(1)クの規定に基づき下記のとおり報告する。	<u>平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</u> により交付決定があった標記補助金について、 <u>平成29年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要綱7の(1) クの規定に基づき下記のとおり報告する。
)適正化に関する法律 ( 実績報告による精算額	)適正化に関する法律( 実績報告による精算額
金 円 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額(要国庫補助金等返還相当額)	金 円 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額(要国庫補助金等返還相当額)
田	田
(注) 記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入割 合を確認できる資料) を添付する。	(注)記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入割合を確認できる資料)を添付する。

ر م د	£
字成 年 月 日 厚生労働大臣 殿	平 月 日 厚生労働大臣 殿
都 道 府 県 知 事市 町 村 長一部事務組合の管理者D 坂 域 連 合 の 長民 間 事 業 者 等 の 長	都 道 府 県 知 事       市 町 村 長       一部事務組合の管理者       広 域 連 合 の 長       民間事業者等の長
<u>平成 年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金 の変更交付申請について	<u>平成29年度</u> 子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金 の変更交付申請について
<u>平成 年 月 日&lt;発番&gt;</u> をもって交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり変更されたく 関係書類を添えて申請する。	<u>平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</u> をもって交付決定を受けた標記補助金について、下 記のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。
1 今回追加交付(一部取消)申請額 金 円	1 今回追加交付 (一部取消) 申請額 金 円
内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円 変更後国庫補助金所要額 金 円	内訳 国庫補助金既交付決定額 金 円 変更後国庫補助金所要額 金 円
2 変更を必要とする理由	2 変更を必要とする理由
<ul> <li>3 添付書類</li> <li>(1) 国庫補助金所要額調書(様式5-1)</li> <li>(2) 事業実施計画書 ※様式2-2に準じ作成すること</li> <li>(3) 所要額内款書 ※様式2-2に準じ作成すること</li> <li>(4) 歳入歳出予算(見込)書抄本</li> <li>(5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること</li> <li>ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等</li> <li>イ 役員名簿</li> <li>ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書)、 監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書</li> <li>(6) その他(事業内容について参考となる資料)</li> </ul>	3 添付書類 (1) 国庫補助金所要額調書 (様式5-1) (2) 事業実施計画書 ※様式2-2に準じ作成すること (3) 所要額内訳書 ※様式2-3に準じ作成すること (4) 歳入歳出予算(見込)書には、当該事業に係る経費である旨を関係部分に付記すること (5) 社会福祉法人等においては、以下の資料も併せて提出すること ア 定款、寄付行為又はこれらに相当する規則等 イ 役員名簿 ウ 理事会の承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支計算書、財産目録、正味財産増減計算書)、 監事等による監査結果報告書及び事業実績報告書 (6) その他(事業内容について参考となる資料)

( 吳坐)		
泰比5-1		
1 (麗)		
泰 八 5 - 1		

子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金実施要綱一部改正新旧対照表(案)

雇児 第一次改正 雇児 第二次改正 雇児 第二次改正 雇児 第三次改正 雇児	雇児発0625第1号 平成27年6月25日 雇児発0606第1号 平成28年6月6日 雇児発0428第3号 平成29年4月28日 子孩※※※第※号	[改正後全文] 第二	雇児発0625第1号 平成27年6月25日 第一次改正 雇児発0606第1号 平成28年6月6日 第二次改正 雇児発0428第3号 平成29年4月28日
		都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 公 募 団 体	
厚生労働省雇用均等・児童(公	児童家庭局長 (公印省略)	厚生労働省雇	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(公印省略)
子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施について		子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施について	緒にしてん
「子ども・子育て支援推進調査研究事業」は、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として、今般、別添要綱により実施することとしたので通知する。		「子ども・子育て支援推進調査研究事業」は、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援に関する諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的として、今般、別添要網により実施することとしたので通知する。	育及び地域型保育並びに地域子 に関する諸般の課題について、 导ることを目的として、今般、

(別添)

(別添)

子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱

### 1 事業目的

子ども・子育て支援推進調査研究事業は、質の高い特定教育・保育及び地域型保育 並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する 諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得 ることを目的とする。本要綱は、「子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金交付要 綱」(平成※※年※月※日厚生労働省発子※※※第※号厚生労働事務次官通知の別紙。 以下「交付要綱」という。)に定める外、子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施に 当たり必要な事項を定める。

### 事業の実施主体

事業を実施する主体(以下「実施主体」という。)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)次のいずれかであり、申請した事業が3に定める子ども・子育で支援推進調査研究事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された団体又は4(1)により指定した団体
- ① 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人
- ② 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。

### (2) ~ (3) ()

## 3 子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会

調査研究課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価は、別に定めるところにより設置する、外部有識者等による子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会(以下「企画評価委員会」という。)において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に 応じてヒアリングを行う。

### 4 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

(1)別に公募する調査研究課題に該当する事業であり、かつ、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるもの、又は、行政施策の推進に特に必要な次の表の左欄に掲げる調査研究課題について優れた研究成果を得るために、実施する団体を指定し行う事業。

### 子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱

#### 事業目的

子ども・子育て支援推進調査研究事業は、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業等の提供に当たり、子ども・子育て支援に関する
諸般の課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。本要綱は、「平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
費補助金交付要綱」(平成29年月28月度子ども・子育て支援推進調査研究事業
費補助金交付要綱」(平成29年月128月度子泌動省発雇児0428第3号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。)に定める外、子ども・子育て支援推進調査研究事業の実施に当たり必要な事項を定める。

### 事業の実施主体

2

事業を実施する主体(以下「実施主体」という。)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)次のいずれかであり、申請した事業が3に定める子ども・子育で支援推進調査研究事業企画評価委員会における事前評価の結果、採択された団体又は4(1)により指定した団体
- ① 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人
  - ② 都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。

### (2) ~ (3) (器

### 子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会

က

調査研究課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価は、別に定めるところにより設置する、外部有識者等による子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会(以下「企画評価委員会」という。)において行う。

なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に おじてヒアリングを行う。

#### 4 対象事業

本事業が対象とする事業は、次の各号に該当する事業とする。

(1)別に公募する調査研究課題に該当する事業であり、かつ、その事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるもの、又は、行政施策の推進に特に必要な次の表の左欄に掲げる調査研究課題について優れた研究成果を得るために、実施する団体を指定し行る事業.

調査研究課題	調査研究課題
児童買春、児童ポルノ被害 被害児童の支援や施策の 児童の保護施策の実施状況 課題に関する調査研究 1,500万円以内 に関する調査研究	ノ被害 被害児童の支援や施策の :施状況 課題に関する調査研究 1
(2) (略)	(2) (略)
$(3)$ 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもの又は $(1)$ により指定したもののうち、 $\overline{+}$ にもののうち、 $\overline{+}$ を原局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。	<ul><li>(3) 企画評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもの又は</li><li>(1) により指定したもののうち、雇用均等・児童家庭局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したもの。</li></ul>
(4) (略)	(4) (略)
<ol> <li>事業の実施主体の責務</li> <li>(1) ~ (3) (略)</li> </ol>	<ol> <li>事業の実施主体の責務</li> <li>(1) ~ (3) (略)</li> </ol>
(4) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが採択された事業の概要及び事業が完了した場合には、実施主体のホームページへ掲載する等の方法で、速やかに公表しなければならない。また、実施主体は、実績報告書の提出時において、事業の成果物(事業の成果等をまとめた報告書冊子)を電子媒体(PDF形式)により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載が終了した時点において子ども家庭局総務課少子化総合対策室へ報告しなければならない。	(4) 実施主体は、事業が採択された場合及び事業が完了した場合には、実施主体自らが採 択された事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲 載する等の方法で、速やかに公表しなければならない。 また、実施主体は、実績報告書の提出時において、事業の成果物(事業の成果等を まとめた報告書冊子)を電子媒体(PDF形式)により当該実施主体のホームページ に掲載し、掲載が終了した時点において雇用均等・児童家庭局総務課へ報告しなけれ ばならない。
(5)実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに <u>子ども家庭局総務課少子化総合対策室</u> に提出しなければならない。	<ul><li>(5) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに雇用均等・児童家庭局総務課に提出しなければならない。</li></ul>
(8)(略)	(8) (8)
6 事業の名称         (略)	<ul><li>6 事業の名称</li><li>(略)</li></ul>
7 交付要綱4(交付額の算定方法)の対象経費を算定するための額 (略)	7 交付要綱4 (交付額の算定方法)の対象経費を算定するための額 (略)